

平成20年度定期監査報告〔企業特別会計〕

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務 1件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの 医療費等本人負担分の未納者への滞納整理について、定期的な電話催促や戸別訪問を行うなどして努力しているが、収入未済の縮減になお一層の努力を要する。	「長野県病院事業未収金取扱要領」「長野県立須坂病院未収金取扱要領」に基づき、以下の点に重点を置き、未収金の発生防止及び早期回収並びに適正な債権管理に更に努めていく。 ○ 会計担当者、医事事務従事者、病棟看護師長及び地域医療福祉連携室等関係者と連携を密にし、未収金発生防止に努める。 ○ 未納者リストを最新の状態に維持し、適期な催告の徹底を図る。 ○ 特に、生活困窮者、外国人、約束不履行者に係る未収金は、定期的な電話催告、分納催告、戸別訪問を行う。	須坂病院
契約事務 2件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの 病院清掃業務委託の予定価格について、建物の清掃頻度や床面積、作業員数等を考慮して算出すべきであったが、算出方法が不適切であった。	平成20年度分から改善済みである。	駒ヶ根病院
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの 「平成18年度篠ノ井地区塩崎第3工区配水管移設工事」ほか2工事については、受注希望型競争入札で2回の不調の後に随意契約に移行していた。この場合、改めて請負人等選定委員会で審議し請負人選定調書を作成する必要があったが行っていたなかった。	2回の入札で予定価格を上回る不調案件が発生した場合には、随意契約に当たり改めて請負人等選定委員会で審議し、請負人等選定調書を作成することとした。	川中島水道管理事務所
支出事務 2件	1 旅費の返納又は追給を要するもの 松本市から長野市への出張旅費について、高速バスの往復割引乗車券を利用しているにもかかわらず、この運賃を片道運賃と誤って計上したことにより、3,500円が過払いとなっていた。	監査受検時には指導事項の記載のとおりと認識していたが、再度事務処理状況を精査したところ、修正し精算されていることが確認できた。	こども病院
	2 工事変更協議が適切でないもの 「平成18年度篠ノ井地区みこと川第1工区配水管布設替及び移設工事請負契約」(当初契約額16,842,000円)について、236日間の工期延長を行った上、その工期末に大幅な変更契約(変更後の契約額41,275,500円)を行っていたが、この増工分の一部については分離発注するなどの検討が十分に行われていなかった。	大幅な変更契約を要する場合には、適時に所請負人等選定委員会で審議し、その変更可否を決定することとした。 また、変更とする場合は、工期末ではなく、適時に変更契約を行う。	川中島水道管理事務所

平成20年度定期監査報告

【監査結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
危機管理部	<p>1 納入業務の委託 納入業務の委託料は1円で落札されていましたが、委託料の予定価格の積算において想定されている従業員の手数料等が実際に貰えるのか疑問があります。手数料は別途支給されているものの、納入内容について契約書どおりの質をどのように保つか、納入提供に要する全体の費用をどう負担するのか明確になっていませんので契約方法を見直してください。</p>	<p>1円で落札されていたことに鑑み、消防学校と業者との委託契約をやめ、納入受給者の納入費徴収を担当する者と業者との契約とします。</p>	消防学校
企画部	<p>1 高速情報通信ネットワークの整備・活用 平成19年7月から749の行政拠点（県機関、教育機関、警察機関、交通管制カメラ等、市町村等）を光ファイバーで接続し複数のネットワークをひとつのネットワークに集約しました。その結果、新たな専用回線が不要となり、費用削減効果として年間維持管理経費が県で約1億5千万円、市町村で約5千万円削減され、質的向上効果として従来の回線速度が約70～160倍に高速化されるなど事務効率の向上が図られました。 今後は、移行できなかった既存のネットワークや新規に構築する必要のあるネットワークを可能な限り集約するとともに、市町村との共同利用による更なる経費削減を目指すなど、構築したネットワークの利活用を推進してまいります。</p> <p>また、情報化推進に当たっては、職員間に情報格差が生じないよう、具体的で理解しやすい操作マニュアルによる研修や職員へのアドバイス等を充実してください。</p>	<p>情報化推進に当たっては、業務が円滑に執行できるよう、引き続き職員研修等を実施してまいります。</p>	情報統計課
総務部	<p>1 副知事公舎・妻科庁舎の有効活用等 副知事公舎は現在活用されていません。有効活用の見地から関係課と連携をとり将来の方向付けを検討すべきと考えます。 また、妻科庁舎は今後の耐震化計画に入っていますが、老朽化していますので、耐震化や修繕もしくは改築、取り壊し等の具体策を検討してください。</p>	<p>副知事公舎については、大正2年の建築で、築後90年以上経過しており、平成16年7月以降空き家となっています。 随時修繕等を行い適切な維持管理を行っていますが、老朽化が進んでおり、今後取り壊しや新たな活用にしても相当の費用が見込まれます。 現在、危機管理等を含め有効活用について関係各課（危機管理部・秘書課）と検討を進めています。 妻科庁舎については、敷地内に3棟（1～3号）建物があり、2号棟は平成9年6月に取り壊しを行い、駐車場として活用しています。 残る2棟（1・3号）についても経年劣化により全体的に老朽化が激しく、土台の腐食による損壊や屋根瓦の落下等の恐れがあり、建築から60年以上経過しているため改修して使用することは不可能な状況です。 入居している団体（1号棟2団体、3号棟3団体）がいるため、今後これら団体も含めて具体策の検討を行います。</p>	管財課
総務部	2 小規模工事の設計・積算の集中化	県立高校における公金詐取事件等の発生を踏まえ、その再発防止を図る観点から、単独現地機関の発注・契約業務、出納審査業務について、地方事務所に契約等を担当する係を設置し、平成22年4月から集約する方向で検討しており、小規模工事などの営繕業務についても、工事の緊急性等を考慮しながら、集約する業務のひとつとして検討してまいりたい。	行政改革課
建設部	職員の少ない現地機関では、建築物に係る小規模工事の設計・積算が以前から課題となっています。地方事務所建築課で個々に相談があれば応じていますが、建築課の人手の問題もあり、現地を見て具体的に設計・アドバイスをするまでには至っていません。 設計・積算の効率性や検査・監督の実効性を確保するため、小規模工事などの営繕業務を専らにする組織の設置や人員の配置、地方事務所建築課への業務の位置付けについて検討してください。		住宅課
			施設課

社会部	<p>1 福祉人材の確保</p> <p>少子高齢化社会を迎えるにあたり、福祉人材の確保及び定着が大きな課題となっています。長野県社会福祉協議会の無料職業紹介事業の実績では、社会福祉従事者の新規求人者数と就職者数の割合は平成16年度が1,177人対150人、平成17年度が907人対119人、平成18年度が1,269人対98人と新規求人者数が増加する一方で、就職者数が減少し、需給バランスが著しく欠けていることがうかがえます。</p> <p>これは、過去2度の介護報酬引き下げで事業者が厳しい経営を強いられ、介護従事者の給与水準も低くなっていたことが最大の原因だと思われますが、21年度には介護報酬の改定が予定され、介護従事者の待遇改善も期待されますので、長期かつ安定的に福祉人材を確保するため、広報・啓発などの事業を積極的に推進してください。</p>	<p>福祉・介護人材の確保・定着については、長野県社会福祉協議会に設置されている福祉人材研修センターと連携し、求人・求職者のマッチングを目的とした福祉の職場説明会の開催、産休等の代替職員確保のための人材バンク事業や、人材の確保・定着に視点を置いた社会福祉施設の経営指導、中堅職員に対するキャリアアップ研修などの施策を実施してまいりました。</p> <p>こうした取組に加え、障害者自立支援対策臨時特例基金にこの度追加される福祉・介護人材確保のための緊急対策分を活用し、新たに、介護福祉士等養成施設に専門員を配置して行う学生等への進路選択の支援や有資格者の再就業支援、福祉人材研修センターにコーディネーターを配置して行う小規模事業所の連携による求人活動や合同研修、高校生や就業希望者に対する福祉の職場体験などの事業を平成21年度から3年間で集中的に実施し、福祉・介護人材の確保・定着を図ってまいります。</p>	地域福祉課
	<p>2 信濃学園の指定管理者制度導入の検討</p> <p>「信濃学園あり方検討会」では、指定管理者制度の導入についても議論されました。議論の結果を参考に入所者の処遇に配慮しつつ、その導入について具体的に検討を進めてください。</p>	<p>信濃学園あり方検討会の報告を受け、下記のとおり信濃学園と検討会を開催し、入所者の処遇のあり方や指定管理者制度の導入について、具体的な検討を行っています。</p> <p>第1回 平成20年5月19日 第2回 平成20年7月9日 第3回 平成20年8月12日 第4回 平成20年9月16日 第5回 平成20年10月14日 第6回 平成20年11月19日 第7回 平成20年12月18日</p>	障害福祉課
	<p>3 波田学院入所児童のケア体制の検討</p> <p>被虐待を背景とする入所が主になってきており、家庭環境や親子関係等の事情から中学卒業後も家庭復帰できないケースが増加しています。現在も高校生3名が在籍していますが、18歳までのケアをどうしていくのか検討する必要があると思われます。</p>	<p>信濃学園あり方検討会の報告を受け、障害福祉課と検討会を今年度7回開催し、入所者の処遇のあり方や指定管理者制度導入について、具体的な検討を行っています。</p> <p>2月16日、長野県職員労働組合に対して指定管理者制度を導入したい旨の情報提供が社会部からなされています。また職員、保護者に対しての説明会も開催される予定です。</p> <p>波田学院では、学校体制、職員体制等により、入所児童は原則として中学校卒業までとしており、中学卒業児童に充実した支援を行うためには、職員配置、施設環境等改善すべき点が多々あります。</p> <p>県といたしましても、関係者による「波田学院あり方検討会」において、中学卒業児童の自立支援について検討を行ってまいりましたが、退所後のアフターケアを含めた、ケア体制の充実について、引き続き検討を行います。</p>	信濃学園 こども・家庭福祉課
		<p>個々の支援計画に沿ったきめ細かな支援を可能にするため、支援カリキュラムの整備等施設機能の充実を図ります。さらに、社会資源の活用や関係機関との連携を強化し多様な支援体制を構築します。</p>	波田学院

	<p>4 総合リハビリテーションセンターの財務状況等の公表・環境整備</p> <p>病院部門の収入調定額は平成18年度以降約30%増加しました。これはたとえば手術件数が倍増したことに見られるように、脊椎の手術やリハビリテーションの提供を積極的に行った結果であり、センター全体の経営健全化に向けてセンター内部で経営計画の検討、試算が行われていることと併せ評価します。その試算の精度をさらに高めるとともに、センターの活動をホームページ等で公表し広くPRしてください。</p> <p>また、センター敷地内の職員宿舎や看護師宿舎については、既に監査意見として解体等を求めておりますが、実現していません。リハビリに訪れる県民にとって好ましいものではありませんので、改めて早急な対応を求めます。</p>	<p>長野県のホームページで活動内容を公表しておりますが、現在作成中の「新経営推進プラン」の掲載など、さらなる内容の充実に努めてまいります。</p> <p>解体費用が多額になると見込まれることから、センター敷地の一部売却も視野に入れつつ、処分及び後利用の方策について本庁担当課と検討を行っているところです。</p>	総合リハビリテーションセンター
衛生部	<p>1 毒物、劇物等の薬品の管理</p> <p>毒物劇物の管理について、盜難防止の方法として国の管理マニュアル等では、管理簿を作成し受払状況を記入し定期的に在庫量を確認するなどの方法が示されています。</p> <p>しかし、県の機関において劇物の払出量が記録されていない事例がありました。</p> <p>管理簿を整備し、在庫量の定期点検及び使用量の把握を徹底することが必要と考えますので、毒物劇物の管理を適正に行なうよう指導してください。</p>	<p>毒物劇物を取扱う県の機関に対し、平成20年12月15日付け20薬第571号により毒物劇物の適正な保管管理について通知しました。</p> <p>今後、毒物劇物及び農薬危害防止運動などの機会を捉えて、立入検査により適正な保管管理や取扱いについて徹底してまいります。</p>	薬事管理課
	<p>2 駒ヶ根病院の改革</p> <p>平成21年度からの病院の改革工事に向けて基本設計等が行われていますが、建設費用の妥当性については1床当たり建築費用を他病院と比較するなど、分かりやすい方法で県民に説明してください。</p>	<p>建設費は、建物の構造、面積、病床数、ランニングコスト削減策の採用状況、更には建設時の物価水準などにより異なるため、他病院との単純な比較は困難ですが、建設費用の妥当性について、わかりやすく県民に説明する方法を検討してまいります。</p>	病院事業局
環境部	<p>1 下水道特別会計の貸借対照表、損益計算書の作成及び管理費の見直し</p> <p>流域下水道特別会計について、県債残高や処理区分コストの説明責任を果たすため、貸借対照表と損益計算書の作成を求めます。</p> <p>また、管理費については流域下水道事業に従事している県職員の人事費などが費用に算入されていないので、是正し市町村に負担を求めてください。</p> <p>流域処理場の規模については、当初計画時から見直しがされ縮小してきています。今後も人口減少や高齢化に伴い、処理水量が減少する可能性がありますので、施設拡充は過大なものとならないように段階的な施工をするなど慎重に計画・実施してください。</p>	<p>貸借対照表や損益計算書を作成するには多大な労力と多額の経費がかかることから当面は困難です。ただし、流域下水道の会計について、より説明責任を果たすため、これらの書類の作成を目指して引き続き検討していきます。</p> <p>また、維持管理費については、流域下水道と公共下水道の利用者負担の公平性を図るためなど、関連市町村に適正に負担していただけるよう、引き続き求めています。</p> <p>流域処理場の規模については、今後も公共事業再評価などで全体計画の妥当性を確認し必要な見直しを行います。また、処理場施設の増設にあたっては、関連市町村の整備計画、下水量の推移などとの整合を図りながら段階的な整備を進めます。</p>	生活排水課
	<p>2 委託により日本下水道事業団が発注する工事入札の競争性の確保</p> <p>建設事務所が日本下水道事業団に委託している建設工事は、日本下水道事業団によって建設業者に発注されていますが、その落札率は85.81%~99.79%と高い水準にあります。入札は一般競争か指名競争で行われていますが、参加業者も1~3社と少なく、毎年同じ業者が受注している事例が多く見受けられます。このため、一般競争入札で業者が決められているといっても十分な競争性が確保されているとは認めがたいのが実態です。県は事業団に対して、参加業者数が増えるような改善策を求めてください。</p>	<p>下水道における電気・機械設備工事は、その特殊性、専門性など様々な要因により入札参加者が少ない実態があります。県が日本下水道事業団に委託している電気・機械設備工事についても同様の状況にあるため、より競争性が高い入札となる改善策を講ずるよう求めました。</p> <p>なお、事業団の入札は、平成18年度から、原則として全ての工事に一般競争入札方式を適用しています。また、平成20年度に外部有識者からなる「下水道（機械・電気）設備工事調達方法検討委員会」を設置し、今後の透明性、公正性及び競争性の高い入札契約制度のあり方について検討していると聞いており、引き続き事業団の入札状況を注視していきます。</p>	

	<p>3 日本下水道事業団への委託工事の執行方針の見直し</p> <p>建設事務所が日本下水道事業団に委託している建設工事については、工事が終了した時点で精算し、委託料に残余があれば県へ還付することになっています。しかし、入札差金はあまり生じず、その差金も変更増や他の委託工事へ流用されており、還付されない差金が多いので、入札差金は不執行にするなど、執行方針を見直す必要があります。</p>	<p>日本下水道事業団への委託工事における入札差金については、精算することを基本としています。</p> <p>しかし、発注時に想定できなかった工事の変更、次年度以降に予定している工事の前倒しを入札差金の活用により行うことが得策となる場合には増額変更をしています。</p> <p>今後も、増額変更する場合はその必要性、妥当性を十分に吟味して、不用額が生じた場合には、不執行にするようにします。</p>	
商工労働部	<p>1 委託者が備品等の所有権を有する委託事業の見直し</p> <p>平成15年度スリーバイスリー（3×3）産業コンソーシアム研究開発事業委託において、受託者である(財)テクノ財団が事業実施の際に信州大学農学部内に環境制御温室を設置しましたが、委託事業完了後、県の財産として管理されています。しかし、委託事業完了後の財産管理の実情からみて実態に合っていませんので処分等を検討してください。</p>	<p>環境制御温室は、県が食品産業の高付加価値化を支援するため、受託者への委託事業により設置したものです。</p> <p>現在も受託者を中心としたコンソーシアムで本施設を活用した補完研究を継続していることから、行政財産を使用許可しています。</p> <p>産学官共同研究での活用が望ましいことを踏まえ、補完研究終了後に想定される財産管理の実態に合わせて処分するよう具体的に検討してまいりたい。</p>	ものづくり振興課
	<p>2 旧長野技術専門校上田分校の跡地利用</p> <p>旧長野技術専門校上田分校の土地・建物は一部が貸付けられていますが、付置施設であった上田成人訓練センターを含め、未利用のままとなっている部分について、有効活用や処分に向け引き続き努力してください。</p>	<p>当該施設については、施設設置の趣旨に沿った活用について引き続き努力するとともに、公共目的の有効利用や処分についても検討してまいりたい。</p>	人材育成課
農政部	<p>1 耕作放棄地の解消</p> <p>平成17年の県内の耕作放棄地は平成12年の農林業センサスの数値から1,490ha増加しており、中山間地域が8%、平地地域が12%、全体で10%の増加となっています。耕作放棄地率も17.5%で全国の9.7%を大きく上回っています。</p> <p>現在、國の方針に基づいて市町村において耕作放棄地の実態把握が行われていますので、その結果を踏まえ、農地としての耕作可能性を見極めつつ、農業生産が確保されるよう、市町村が策定する耕作放棄地解消計画への助言及び支援を行なってください。</p>	<p>耕作放棄地の再生利用や発生防止を図るために、耕作放棄地解消計画の策定・実践に向けた活動を支援するとともに、地域ぐるみで農地と農業を維持する体制の整備や、耕作放棄地の復旧・条件整備を支援します。</p> <p>また、地域の実情に応じた耕作放棄地の利用を進めため、多様な手法による遊休農地の活用を図るとともに、県と関係団体等が連携して遊休農地を活用する運動を展開しています。</p>	農村振興課
	<p>2 薬品の管理</p> <p>毒物劇物の管理について、盜難防止の方法として國の管理マニュアル等では、管理簿を作成し受払状況を記入し定期的に在庫量の確認をするなどの方法が示されています。使用している劇物については、在庫量を確認したとき及び購入時に管理簿に記入しているものの、払出量の把握がされていませんので、使用した時の残量を記録し、在庫管理をしてください。また、一般の薬品についても定期的に在庫量を確認してください。</p>	<p>意見のとおり、使用している劇物について、監査以後、「薬品使用簿」を整備し、払出量・残量の把握・記録を行い、在庫管理を行っています。</p> <p>また、一般の試薬についても定期的に在庫量の確認を行います。</p>	飯田家畜保健衛生所

林務部	<p>1 信州型森林地理情報システム構築の推進と運用 平成17年度から基本構想、仕様の策定、森林計画図のデジタル化、基幹システムの開発を行い、平成20年度はサブシステム開発や操作研修等の実施を行い、平成22年度運用開始に向けて信州型森林地理情報システム（G I S）構築事業に取り組んでいます。 約150万件に及ぶデータ整備により、森林法で定める森林簿と森林計画図に加え、森林整備の実績や治山台帳など様々な森林関連情報が一元化され、総合行政ネットワーク（L G W A N）を介して現地機関や市町村も利用可能となる予定です。 信州の森林づくりアクションプランを確実に実行するため、事業の着実な推進と情報共有者に対する十分な教育等、効果的な運用が可能となるよう取り組んでください。</p>	<p>平成19年度に開発した基幹システムの効率的な運用を図るため、平成20年11月に市町村及び県職員に対し操作研修を行い、その機能・使用方法等について周知を図ったところです。更に、平成20年度末までには、森林簿や森林計画図を修正するための運用面でのマニュアルを作成し、説明会を通じて周知することにより、より精度の高い情報を集積できるよう努めてまいります。 また、人事異動等にも対応できるよう、年度当初など隨時研修を行ってまいります。 本年度開発を進めているサブシステムが、より良いものになるために、関係課とも協議を重ね取り組んでいます。</p>	森林政策課
建設部	<p>1 効果的な社会資本の整備 今年6月に橋梁長寿命化修繕計画が公表され、合わせて損傷が確認された橋梁1,374箇所が公表されたことを評価します。社会資本の整備に当たっては、現状を県民に知ってもらうことが必要です。 限られた予算の中、工事箇所の採択に当たっては、できるだけ客観的な指標によるなど、県民への説明に努めてください。</p>	<p>引き続き、計画的な事業実施及び県民への説明に努めるとともに、「公共事業評価制度」に基づき、客観的な指標による工事箇所の採択を実施します。</p>	道路管理課
	<p>2 債務負担行為の活用 砂防えん堤など完成までに数年を要する構造物の建設において、毎年入札を行ない一部分ずつ工事を進めている例が見られました。 一括発注する方が仮設工事等を毎年繰り返さずに済み、入札等も不用になるなど経費や事務手続の面でメリットが期待できますので、債務負担行為を有効に活用し、効率的な事業執行に努めてください。</p>	<p>工事箇所毎に検討を行い、債務負担行為を有効に活用し、効率的な事業執行に努めてまいります。</p>	砂防課
	<p>3 住宅新築資金等貸付助成事業補助金の債務負担行為の設定 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金（特定助成事業）は平成23年度まで存続し、今後、総額6,547万円の支出が見込まれます。補助対象市町村が年によって対象外になる可能性はありますが、将来確実に見込まれる負担として債務負担行為の設定について検討してください。</p>	<p>下記理由により現状どおりとします。 『理由』 今回、意見をいただいた長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金は、県の支出に当たって国の補助を前提としており、国の補助制度要綱では、国が予算の範囲内において補助金を交付することができるとされています。 また、当該事業は補助が法律で規定されたものではなく、財政法にのっとり毎年度歳出予算の実施計画の財務大臣承認を得て実施しているものですので、債務負担行為の設定はできないものと考えます。</p>	住宅課
会計局	<p>1 会計事務の相談体制の推進 お出かけ会計相談に代えて会計実地検査に重きを置くことになりましたが、現地機関にとっては会計事務に不慣れな場合もありますので、必要に応じて随時出向くなど、相談しやすい体制づくりに努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度、19年度と2か年間単独所への会計処理に係る支援の一環として「お出かけ会計相談室」を実施したところであり、相談しやすい環境づくりに一定の成果がありましたので、平成20年度から会計局統一基準により実施していたものを各会計センターの自主事業に移行したところです。 ○ なお、平成20年度は、新たに会計処理に当たって疑問に思っている事項や困っている事項について、予算執行担当者及び会計審査担当者合同の事務研究会を開催し、会計事務に係る理解を深めているところです。 ○ 県職員による公金詐取事件等の発生を踏まえ、職員の資質の向上を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりに、今後も適宜適切な対応を検討してまいりたい。 	会計課